

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都調布市多摩川三丁目34番地4エクセル恒洋101

名称 株式会社トシエンジニアリング

代表取締役 達山 俊仁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許可の年月日 令和4年7月27日

許可の有効年月日 令和9年7月26日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロプロペン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチル若しくはダイメチル類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロプロペン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチル若しくはダイメチル類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 感染性産業廃棄物
- 5) 廃水銀等
- 6) 鉱さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 7) 廃石綿等
- 8) ばいじん（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイメチル類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 9) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイメチル類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 10) 汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロプロペン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチル又はダイメチル類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有